

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市下清久字宮浦六六八番二地先 から同市上清久字東道下八九番一 地	区 間
七・四四〇 九・三一	七・四四〇 七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一七三・四七		延長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事に よる。		備 考